



埼玉県報

第164号
令和2年(2020年)
12月4日
金曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 埼玉県朝霞地方庁舎ほか69施設で使用する電気に関する落札者等の公示（管財課）
- 多目的X線テレビ装置に関する落札者等の公示（入札課）
- さいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- さいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 越谷都市計画事業の事業計画の変更認可（下水道事業課）
- 可搬式速度違反自動取締装置に関する落札者等の公示（会計課）
- 県道新座和光線の区域の変更（朝霞県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第4号に基づく道路の指定（川越建築安全センター）
- 県立病院で使用する灯油（12・1月分）の調達に関する落札者等の公示（経営管理課）
- 県立病院で使用する灯油（2・3月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 令和2年度第3回技能検定員等資格審査実施に伴う公示（運転免許課）

告示

埼玉県告示第千三百七十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上三十三歳未満の日本国籍を有する者。ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の一日から起算して三月に達する日の属する月の翌月の末日現在三十三歳に達していない者に限る。

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項各号に掲げる者に該当しないもの

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

ホ 経歴評定

四 募集期間

令和二年十二月六日（日）から令和三年一月十四日（木）まで

五 採用予定時期

令和三年三月下旬から同年四月上旬まで

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

令和三年一月二十二日（金）又は同月二十三日（土）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県さいたま市北区日進町一丁目四十番地七

陸上自衛隊大宮駐屯地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告 示

埼玉県告示第千三百七十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び予定数量

埼玉県朝霞地方庁舎ほか69施設で使用する電気 予定使用電力量20,844,244キロワット時

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部管財課電気施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和2年10月1日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社ホープ 福岡県福岡市中央区薬院1丁目14番5号MG薬院ビル

5 落札金額

360,957,492円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年8月14日

告 示

埼玉県告示第千三百七十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
多目的X線テレビ装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター 埼玉県上尾市西貝塚148番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年11月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4番地6号
- 5 落札金額
32,010,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年9月29日

告 示

埼玉県告示第千三百七十八号

さいたま市からさいたま都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百七十九号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八十号

さいたま市からさいたま都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八十一号

所沢市から所沢都市計画特別緑地保全地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八十二号

川越市から川越都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八十三号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百八十四号

新座市から新座都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千三百八十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 騒音・振動等の対策について

本施設は、住宅と隣接していることから次について、十分な配慮対策を行っていただきたい。

ア 店外に音楽、BGM、アナウンス等は行わないこと。

イ 荷捌き場所について、トラックのバック音は止めること。また荷捌き待ちの車両はアイドリングストップとし、エンジンを切ること。

搬入時間は、午前八時から午後八時までとすること。また隣接地との間に十分な高さを持った防音壁を設置すること。（隣接住民と高さ、構造について十分調整すること）

荷捌きはなるべく騒音、振動を少なくするように丁寧に行うこと。またその旨を記載した看板を荷捌き場所に設置すること。

搬入業者に騒音、振動について近隣に配慮するよう指導行うこと。

ウ 店舗に使用する空調関連の室外機が施設屋上の隣接住宅地近傍に配置されているが、これは大問題。住宅がない東側に配置変更していただきたい。なお遠方まで影響がある低周波騒音の想定がないのは、問題がある。

東側に配置換えが出来ない場合、騒音防止のための防音対策の囲い等を設けていただきたい。

エ 店舗調理のための換気口などの施設については、臭いや煙など近隣住民の迷惑にならないように設置位置や能力について十分配慮すること。

オ 店舗外の駐車場については、近隣の迷惑にならないように深夜、早朝の騒音に注意するよう、看板設置及びガードマンによる見回りなど行うこと。

(2) 交通安全対策について

本場所は、小学生、中学生の通学路となっているため十分な安全対策を行っていただきたい。

ア 店舗南側道路からの右折の侵入は事故誘発や渋滞の原因になることから、絶対に禁止とすること。

なお、その旨を記載した看板を設置すること。また開店から閉店まで、入り口付近にガードマンを必ず配置すること。

イ 配送トラックを路上に待機させないこと。待機待ちにならないように時間を決めて搬入すること。

ウ 付近の道路は通学路になっているため、配送トラックおよび社員及び一般客の車について、十分に徐行安全運転して走行するように指導・看板等を設置すること。

エ 一般客の路上駐車については、絶対に行わないよう対策・指導していたきたい。

(3) 周辺環境について

ゴミのポイ捨て、自転車放置、粗大ごみの不法投棄などが多くなる可能性があるため、周辺道路について週に数回清掃を行っていただきたい。

(4) その他

ア 住民対応窓口について

騒音、交通問題など実際は開店してみないと分からないことも多いと考える。開店後も地域住民の意見を受け付ける窓口を設け、その旨、周知・対応していただきたい。

イ 建物建設時について

工事の時間については午前八時から午後五時までとすること。日曜・祝日は工事を行わないこと。

路上駐車を行わないこと。工事車両の不要なアイドリングは行わないようにすること。

ガードマンを配置していただきたい。

騒音、振動等について防音シートや壁を設置し、近隣に十分配慮すること。また住民からの申し入れについては、誠意をもって対応すること。

週間工程表を近隣住民に配布して工事内容の周知を行う事。

住民対応の窓口となる責任者を明示し、常時連絡可能にすること。

二 縦覧期間

令和二年十二月四日から令和三年一月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千三百八十六号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市及び小鹿野町の一部

四 作業期間

令和二年十一月十七日から令和三年二月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百八十七号

測量計画機関である鶴ヶ島市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鶴ヶ島市

二 作業種類

公共測量（航空写真撮影）

三 作業地域

鶴ヶ島市全域

四 作業期間

令和二年十二月十四日から令和三年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第千三百八十八号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇九―四三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保七百七十九―一他百八筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六千三百八十九立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百八十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一七―二二―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県入間郡三芳町大字上富字下饒九百九十三番一 他十三筆、三芳町道上富百六十一・百六十四・二百四十二号線の一部

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 六百六十五・六四立方メートル

告 示

埼玉県告示第千三百九十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇一九―一八―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市中央区上落合五丁目七百四十九番十三 他十四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 二百三・九九立方メートル

告示

埼玉県告示第千三百九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、平成八年埼玉県告示第千八百十号で告示した越谷都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元裕

一 施行者の名称

越谷市

二 都市計画事業の種類及び名称

越谷都市計画下水道事業新川都市下水路

三 事業施行期間

平成八年十二月十日から令和十年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 収用の部分

変更なし

ロ 使用の部分

変更なし

告 示

埼玉県告示第千三百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
可搬式速度違反自動取締装置 4台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年10月12日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社カナデン 東京都中央区晴海1丁目8番12号トリトンスクエアZ棟
- 5 落札金額
37,312,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年9月1日

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十二月四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十二月四日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新座和光線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>新座市大和田一丁目八二八番一 地先から同市大和田一丁目八七 九番一地先まで</p>		区 間
<p>一〇・四三 一〇・四四</p>	<p>八・六九 八・八七</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>二八七・〇八</p>		延 長 (メートル)
<p>区画整理事業による。</p>		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

令和二年十二月四日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

			第六号	指定番号
			建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定に係る 道路の種類
			令和二年十一月 三十日	指定の年月日
飯能市大字川寺字双木二百十五―二、二百十五―三、二百十五―六、二百十八―十二、二百十八―十五の各一部	飯能市大字川寺字双木二百十一―二、二百九―四、二百十五―二、二百十九―二の各一部	飯能市大字川寺字双木二百十一―二、二百十一―四、二百十五―二の各一部		指定に係る道路の位置
十八・〇	二十二・〇	十四・五		指定に係る道路の延長 (単位メートル)
六・〇	四・〇	六・〇		指定に係る道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県病院事業告示第四十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十二月四日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 購入等件名及び数量

県立病院で使用する灯油（12・1月分） 146,700リットル

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 埼玉県立循環器・呼吸器病センター事務局管財担当 埼玉県熊谷市板井1696番地

(2) 埼玉県立精神医療センター事務局管財担当 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2

3 落札者を決定した日

令和2年11月25日

4 落札者の氏名及び住所

有限会社鈴木石油 埼玉県深谷市菅沼443番地1

5 落札金額

54.89円（1リットル当たり単価）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和2年10月2日

告 示

埼玉県病院事業告示第四十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十二月四日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（2・3月分） 138,000リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

令和3年2月1日から令和3年3月31日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。また、入札金額については、1件当たりの単価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 野口・松本
電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から令和3年
1月26日 午前11時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和3年1月25日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和3年1月26日 午前11時10分
開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100

分の10以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を令和3年1月7日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者

に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene 138,000ℓ

(2) Time-limit for tender:

11:00 a.m. January 26, 2021 (Bidding by registered mail must be received
by 5:00 p.m. January 25, 2021)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県公安委員会告示第194号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の2第4項第1号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）並びに同法第99条の3第4項第1号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）を次のとおり実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条及び第10条第2項の規定により公示する。

令和2年12月4日

埼玉県公安委員会委員長 塩 川 修

1 審査の種類

(1) 技能検定員審査

- ア 大型自動車免許に係る技能検定員審査
- イ 中型自動車免許に係る技能検定員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る技能検定員審査
- エ 普通自動車免許に係る技能検定員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る技能検定員審査
- カ 大型自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る技能検定員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る技能検定員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査

(2) 教習指導員審査

- ア 大型自動車免許に係る教習指導員審査
- イ 中型自動車免許に係る教習指導員審査
- ウ 準中型自動車免許に係る教習指導員審査
- エ 普通自動車免許に係る教習指導員審査
- オ 大型特殊自動車免許に係る教習指導員審査

- カ 大型自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- キ 普通自動二輪車免許に係る教習指導員審査
- ク 牽引^{けん}免許に係る教習指導員審査
- ケ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- コ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査
- サ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査

2 審査期日等

(1) 期日

ア 論文審査

令和3年1月9日（土）

イ 技能審査

令和3年1月16日（土）及び1月26日（火）から1月29日（金）までのうち指定する日

ウ 面接審査

令和3年2月2日（火）から2月5日（金）までのうち指定する日

(2) 場所

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察運転免許センター

3 申請手続

(1) 申請期間

令和2年12月4日（金）から12月18日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の各日
午前8時30分から午後5時15分までの間

(2) 申請要領

技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）を提出するとともに、受けようとする審査に用いられる自動車を運転することができる免許に係る運転免許証を提示すること。

(3) 申請先

埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課

4 審査手数料

審査手数料については、埼玉県証紙により納付すること。

5 照会先

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課教習所係（電話 048-543-2001 内線241）